

広報

# かに

2005 (平成17年)

9/1

特集／屋外広告物はルールを守って



熱中シリーズ ⑨  
日本画  
宮原剛さん  
(鳩吹台・31歳)



橋本敏春  
(中恵土・65歳)④



永井孝昌  
(広見・59歳)②



川手靖猛  
(羽生ヶ丘・61歳)④



服部よね子  
(愛岐ヶ丘・53歳)③



小原尚  
(下恵土・45歳)③



山根一男  
(若葉台・48歳)②



渡辺重造  
(塩・60歳)⑦



奥田俊昭  
(土田・74歳)⑧



村上孝志  
(愛岐ヶ丘・58歳)⑤



亀谷光  
(若葉台・57歳)⑤



可児教和  
(塩河・66歳)③



芦田功  
(今渡・63歳)⑤



加藤新次  
(桜ヶ丘・57歳)⑤



小川富貴  
(桜ヶ丘・55歳)②



肥田正志  
(大森・68歳)④



林則夫  
(羽崎・69歳)⑧



久野泰臣  
(緑ヶ丘・57歳)②



柘植定  
(川合・68歳)④



伊藤健二  
(土田・52歳)②



河村恭輔  
(今渡・68歳)⑥



山本外代彦  
(桜ヶ丘・68歳)①



富田牧子  
(緑・54歳)④



角眞一郎  
(鳩吹台・57歳)③



沢野隆司  
(西帷子・73歳)⑩

市議会は、兼山選挙区選出の小村昌弘議員(兼山・66歳)を含めた25人で運営されます。  
すべての議員の任期は、平成19年8月10日までとなります。

### 市議会議員再選挙

# 市政を担う顔ぶれ決定

平成15年7月20日に行った市議会議員選挙の無効による再選挙の投票が、8月21日午前7時から午後8時まで、市内29カ所の投票所で行われました。今回の選挙には、24人の定数に対して27人が立候補。8月14日の告示以降、激しい選挙戦が展開されました。投票当日の有権者数は7万3,729人、投票者数は、4万4,788人(男2万1,474人、女2万3,314人)、投票率は60.75%で、前回の平成15年(64.95%)を下回りました。午後9時から総合会館で行われた開票の結果、前職20人、元職3人、新人1人の当選が決まりました。今回当選された市議会議員の皆さんを紹介します。(3ページの写真は右上から左へ得票順・敬称略、年齢は9月1日現在、丸囲みの数字は当選回数)

### 開票結果(得票数・敬称略)

得票数	当選	氏名	所属	回数
3,350	当選	小原 尚	(無所属・前)	③
2,752	当選	服部よね子	(公明・前)	③
2,456	当選	川手 靖猛	(公明・前)	④
2,042	当選	永井 孝昌	(無所属・前)	②
2,006	当選	橋本 敏春	(無所属・前)	④
1,963	当選	亀谷 光	(無所属・前)	⑤
1,919	当選	村上 孝志	(民主・前)	⑤
1,904	当選	奥田 俊昭	(無所属・前)	⑧
1,876	当選	渡辺 重造	(無所属・前)	⑦
1,810	当選	山根 一男	(無所属・前)	②
1,699	当選	肥田 正志	(無所属・前)	④
1,693	当選	小川 富貴	(無所属・元)	②
1,683	当選	加藤 新次	(無所属・前)	⑤
1,663	当選	芦田 功	(無所属・前)	⑤
1,604	当選	可児 教和	(無所属・前)	③
1,544	当選	河村 恭輔	(無所属・元)	⑥
1,511	当選	伊藤 健二	(共産・元)	②
1,507	当選	柘植 定	(無所属・前)	④
1,433	当選	久野 泰臣	(無所属・前)	②
1,427	当選	林 則夫	(無所属・前)	⑧
1,378	当選	沢野 隆司	(無所属・前)	⑩
1,329	当選	角 眞一郎	(無所属・前)	③
1,324	当選	富田 牧子	(共産・前)	④
1,069	当選	山本外代彦	(無所属・新)	①
959	当選	高木 利行	(無所属・元)	
272	当選	奥村 俊也	(無所属・新)	
152	当選	佐々木武之	(無所属・新)	

※選挙無効により失職した議員を「前」と表記し、当選回数については、失職するまでの期間を「1期」とし加えています。

### 再選挙に至るまでの経緯

平成15年7月執行の電子投票による市議会議員選挙において、全29の投票所で合計15時間33分間の異常な状態が発生し、有権者の皆さんの権利行使に大きな影響を与えたことについて、また、選挙無効の判決により再び市議会議員選挙を行うことになったことについて、市民の皆さんをはじめ関係各方面に多大なご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

電子投票の実施にあたって、入念な準備と、実際に稼動しなかった場合の想定など、危機管理体制に不十分なところがあったことを反省し、市民の皆さんの信頼が得られるよう、今後の選挙運営に生かして参ります。

なお、この間の経緯は次の通りとなっています。

- 15年8月 市選管に対する異議申出2件
- 同月 市選管による異議申出の棄却
- 9月 県選管に対する審査申立て2件
- 16年9月 県選管による審査申立ての棄却
- 同月 県選管を相手方とする名古屋高裁への提訴
- 17年3月 選挙無効の判決
- 同月 県選管が最高裁へ上告
- 7月 上告棄却(選挙無効の確定)

さて、電子投票による市議選の無効に関し、去る7月15日、電子投票機をレンタルした株式会社ムサシの代表取締役社長小林厚一氏が当市を訪れ、「市議会議員、有権者の皆さんをはじめ関係各方面に多大なご迷惑をお掛けし、誠に申し訳なく思っています」と謝罪しました。

可児市は株式会社ムサシに対し、選挙に要した経費などについて賠償を求める方針を伝え、現在、その話し合いを行っています。今後、この経過について適宜、市民の皆さんにご報告いたします。

●問合せ 選挙管理委員会事務局(総務課内)



# このような屋外広告物は違反です



歩道に置かれた「置き看板」



信号機に付けられた「はり紙」



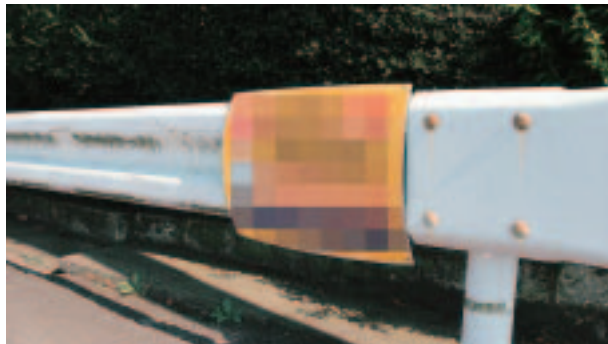
電柱に付けられた「立看板」



街路樹に付けられた「立看板」



ガードレールに付けられた「のぼり旗」



ガードレールに付けられた「はり札」

## 9月10日は「屋外広告物の日」

# 知っていますか 屋外広告物のこと

まちの至るところにある屋外広告物。商品の紹介や建物を探すときのランドマークなど、私たちの生活に深くかかわっています。しかし、中には違反広告物が多くあり、まちの景観を損ねていたり、歩行者などの安全を脅かしたりすることがあります。9月10日は、「屋外広告物の日」。みんなで屋外広告物について考えてみましょう。

### ルールを守って！

「歩道を歩いていたら、看板につまずき転んでけがをしてしまった」「あの看板が無かったら景色がよいのに」。実際にこんな経験や思いをした人は多いのではないのでしょうか。

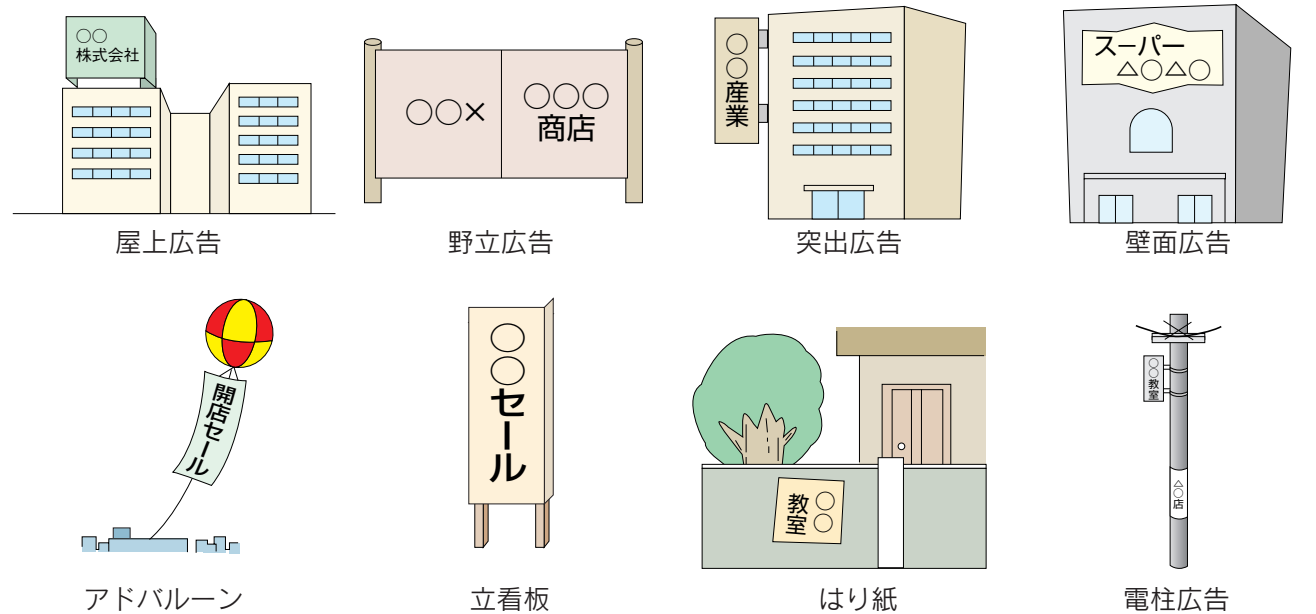
しかし、まちの形成に役立ち、私たちの生活の中で活用されている屋外広告物を、すべてなくしてしまうわけにはいきません。屋外広告物の設置には決まりやルールがあります。安全できれいなまちにするため、多くの人が屋外広告物のことを知り、ルールを守ることが必要です。

### 屋外広告物とは

屋外広告物には、さまざまな形態がありますが、次の四つの項目すべてを満たしているものが該当します。

1. 常時または一定期間継続して表示されるもの
2. 屋外で表示されるもの
3. 公衆に表示されるもの
4. 看板、立看板、はり紙およびはり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物などに表示されたもの

## まちで見掛けるいろいろな屋外広告物



### 条例による規制

屋外広告物については、「屋外広告物法」に基づき、「岐阜県屋外広告物条例」が定められています。この条例では、屋外広告物の決まりや設置の方法などが定められています。可児市では、この県条例により規制をしています。さまざまな屋外広告物の中には、この規制に違反しているものが見受けられます。

### 違反となる屋外広告物

県の条例では、広告物の規制について、「禁止広告物」「禁止物件」「禁止地域」「許可地域」の、大きく四つの項目を設けています。

まず「禁止広告物」とは、著しく破損した広告物や道路交通の安全を阻害する広告物など、場所に関係なく掲出することができません。

「禁止物件」とは、街路樹や電話ボックス、信号機、道路の路面など、広告物を掲出することができない物件のことです。また、電柱、街灯柱などには、はり紙、はり札、立看板は掲出できません。特に、ガードレールやガードパイプ、電柱に付け

られた立看板などは、交通安全の面から大変危険です。

「禁止地域」とは、広告物を掲出することができない地域のことで、「第一種低層住居専用地域」に用途地域指定されている住宅団地などは、良好な景観を特に保持する必要があり、原則として広告物を掲出することはできません。それ以外の地域は「許可地域」となり、広告物の掲出には許可が必要になります。

### 設置には許可が必要

広告物は、

- ① 店名、営業内容を自己の住所・事業所・営業所などに表示する「自家広告物」
  - ② 自己の住所、営業所を知らせるためその付近に掲出する「案内用広告物、道標など」
  - ③ 「その他の広告物」
- の三つに区分され、その種類により、表示面積・高さ・個数が細かく制限され、許可申請が必要になります。ただし、許可地域に掲出する広告物でも、自家広告物で一事業所当たり、合計十平方メートル以下のもの、道標など二平方メートル以下のものは、許可申請は必要ありません。

# まちの景観と安全は みんなで守ろう



簡易除却の様子

## 違反広告物は除却します

許可が必要にもかかわらず、無許可で設置してあったり、禁止された場所に設置してあったりする屋外広告物は、違反広告物となります。その中で管理されていないものは、法律に基づき、市などが簡易除却することができます。

はり札については、ベニヤ板やプラスチック板などに紙を張り付けたものをはじめ、ベニヤ板や金属板に直接塗装してあるものなども除却の対象となります。

立看板についても、木枠に紙張り、またはベニヤ板、プラスチック板などに紙を張ったものをはじめ、金属枠であるものなども除却することができます。

また、直接塗装のプラスチック板、金属板に限らず、のぼり旗、置き看板なども対象となります。

市では、定期的にこれらの違反広告物の除却を行っています。除却された違反広告物は、十六年度で、立看板が六百四十四はり札が百四十二、はり紙が三千五百五十一の計四千三百七十七件のほりまりました。

## 自分たちの手で守る

今年の春、東海環状自動車道が開通し、可児御高インターチェンジやそのアクセス道路である国道二十一号バイパスが開通した広見東部地域。全国のインターチェンジ周辺でも見られるような「開発」の波が押し寄せ、住環境が大きく変ぼうすることが懸念されています。そこで、広見東部の人たちは、自分たちが住む地域の生活環境の悪化を防ぐために、「みんなで守ろう！広見東部地域まちづくりルール」を、六年を掛けて自らの手で策定しました。



インターチェンジが開通した広見東部地域

このルールは、まちの将来像を「人と自然が調和した 暮らしやすいまち 東部」とし、住環境と景観に配慮し、土地利用や建築物の用途などを任意に定め、地主や事業者に協力してもらうものです。その中で屋外広



「将来に向けてルールを引いておけば、次世代にいい財産が残すことができます」と話す 広見東まちづくりルール審議部会長 金子恵勇さん

告物については、大きさや色などの一定の規格に適合した「集合看板」以外の野立て看板は、一切禁止としました。また、電柱看板は、電柱に巻く広告のみとし、色や大きさも統一しました。そして、看板の設置の際には、ルールに適合しているかを広見東まちづくりルール審議部会でチェックを行い、同意書を発行することとしています。

同部会の会長の金子さんは、「景観を損なう看板が、乱立し



東部地域に立てられている看板

## 市民一人ひとりの力で

てしまっから規制するよりも、立てられる前に規制していくことが大切」とルールの重要性を強調します。

このルールを運用していくことにより、野立て看板の乱立を防ぎ、住環境と景観を将来にわたって守ることが可能となります。

「今後は、地域の協力と理解を得て、県下で二番目の屋外広告物モデル地区の指定に向けて活動していきます。そして、市の玄関口として、統一性のあるまちづくりを進め、魅力とインパクトのあるまちにしたい」と金子さんは語ります。

市は現在、違反広告物について、定期的に簡易除却を行っています。設置者に指導をしたりしますが、市全域の違反広告物

## 違反屋外広告物には罰則あり

禁止地域に屋外広告物を設置したり、許可が必要にもかかわらず、無許可で屋外広告物を掲出したりしている場合などは、県の条例により、違反者に50万円以下の罰金が科せられます。

自分が出している広告物は、掲出ができる場所なのか、大きさはよいのか、許可申請は必要がないのかなど、ルールを確認する必要があります。

屋外広告物を掲出する前に、市の都市計画課に問い合わせをしてください。



許可物件に対して配布しているシール

## 許可した屋外広告物の件数

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
広告板	125 163	69 82	93 142
広告塔	144 167	77 86	126 150
壁面広告	58 129	36 80	57 126
電柱等広告	5 1,484	4 1,189	7 1,233
立看板	4 130	12 568	11 565
はり紙	1 200	1 200	1 200
幕・網	2 4	3 6	3 3
その他	0 0	0 0	2 2
計	339 2,277	202 2,211	300 2,421

上段が許可件数、下段が枚・物件数

## 除却した屋外広告物の件数

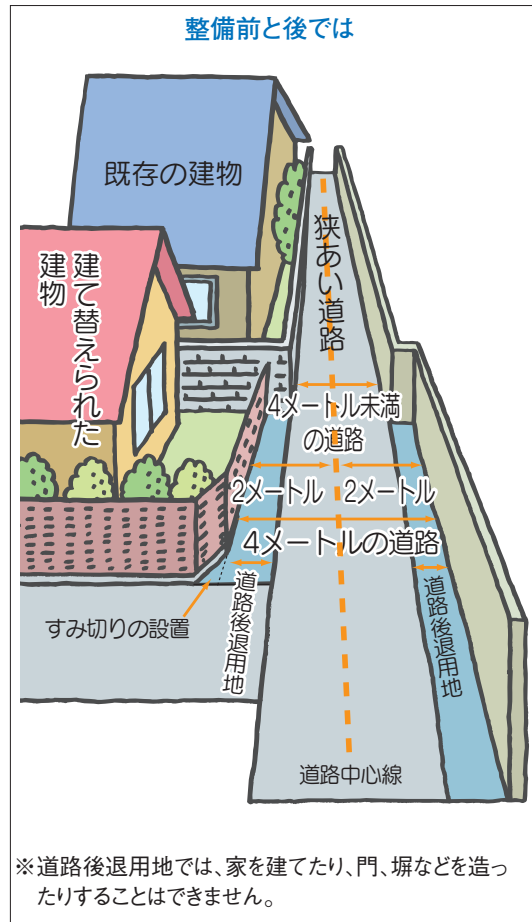
	平成14年度	平成15年度	平成16年度
立看板	645	627	614
はり札	140	198	142
はり紙	1,796	3,792	3,551
合計	2,581	4,617	4,307

## 景観をよくする

市は今後、景観法に基づき、県の同意を得て景観行政団体に なります。これは市の実情に合ったきめ細かな景観施策を、市民と事業者と協働で推進していくものです。住民の意見を反映させながら、良好な景観形成に 関する「景観計画」を作成し、地域の特性に合った景観施策を進めていきます。

## 問合先 都市計画課





**計画を立てたら協議を**

建築計画を立てた敷地が幅員4メートル未満の狭あい道路に面している場合には、建築指導課と協議が必要になります。

その後、敷地と道路の境界を決め、後退用地を確定します。後退用地の取り扱い（寄付、無償使用承諾など）の協議成立後に、市で整備を行います。詳しい手続きの流れなどは、下のフロー図をご覧ください。

**用地の取り扱いにより整備**

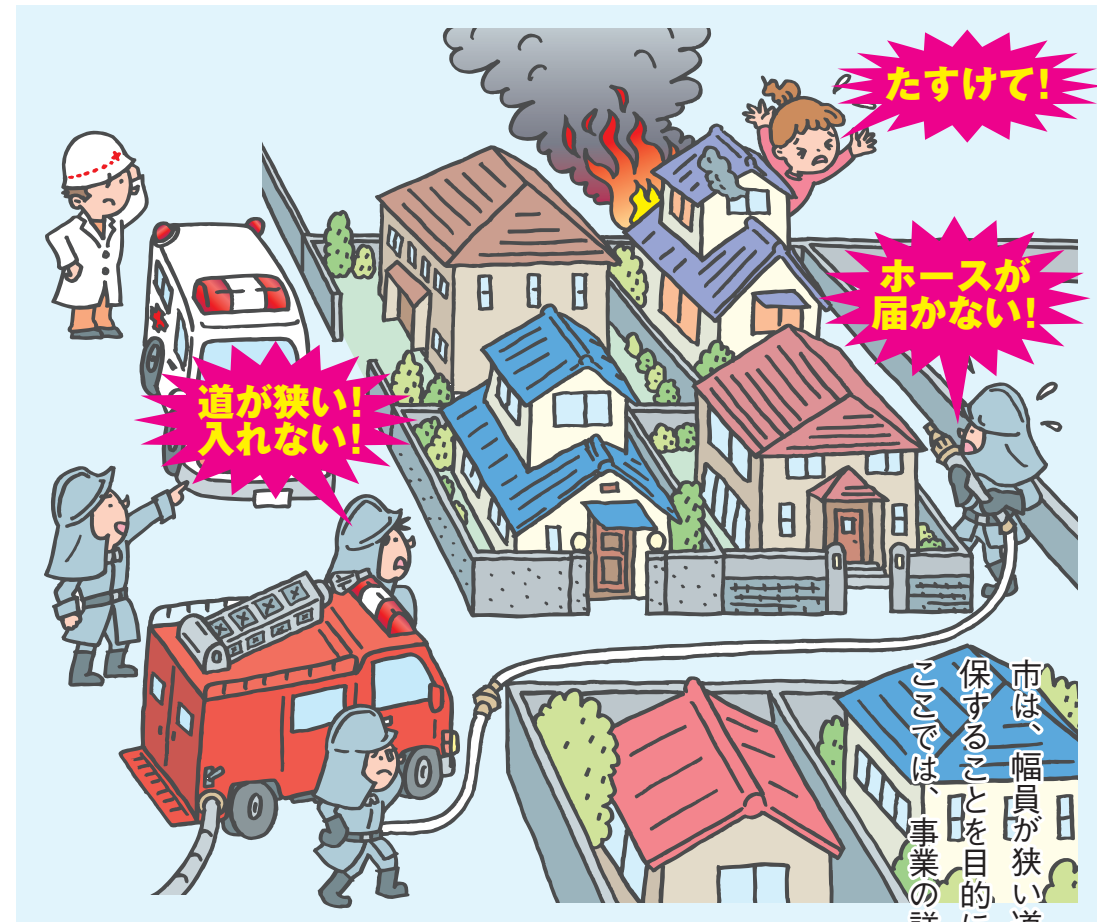
後退していただいた用地は、権利の取り扱い内容によって、下表の通り、維持管理などの条件が違ってきます。

●問合先 建築指導課

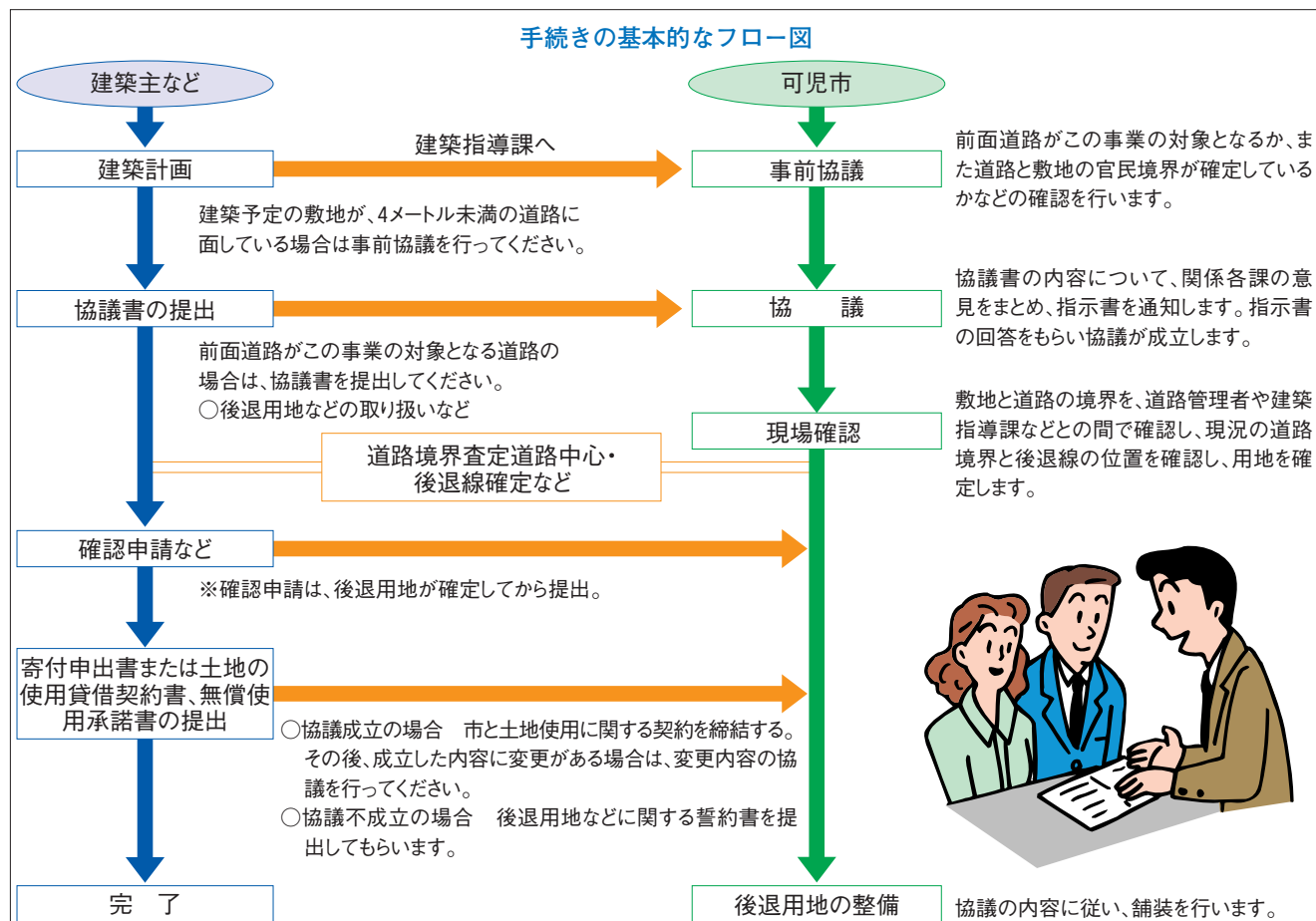
後退用地の取り扱い

取り扱い内容	所有権	整備	維持管理	非課税措置
寄付※1	市に移転	市で舗装整備	市	—
無償使用承諾※2	個人のまま (後退杭は設置)	市で舗装整備	市	有り
上記以外	個人のまま (後退杭は設置)	整備できません	個人	無し

※1 分筆が必要です。建築指導課と協議してください。  
 ※2 協議が成立した場合、後退用地部の固定資産税・都市計画税の非課税の申告については、別途協議が必要。



# 安全で快適なまちづくりを目指して 狭あい道路の整備にご協力を



**狭い道路をなくすために**

私たちの身近にある生活道路は、日常の人や車の通行という本来の目的以外に、通風、採光、日照などの生活環境の確保や、災害時の避難、防火など、防災上でも重要な役割を持っています。

しかし、市内の生活道路の中には、幅員が4メートルに満たない狭あい道路があり、機能上さまざまな問題を抱えています。

そこで市では、建築基準法に定められている4メートルの道路幅員を確保し「安心して暮らせる安全で快適なまち」づくりを進めるため、市民の皆さんの理解と協力の下に、「狭あい道路整備事業」を行います。

また建築基準法では、狭あい道路に面する敷地に建築物などを建てる場合、その道路の中心線から2メートル

**対象となる道路は**

建築基準法第42条第2項の規定により、特定行政庁が指定した道路のうち、次の道路が対象になります。

- 道路法の道路
- 赤道
- 可児市所有の公衆道路(市管理道)
- その他(建築主事が認めた道路)

※権利者が個人の道(私道)は除きます。これらの道路に面した敷地で、建築物の新築や増改築(建て替え)などの建築行為を行う場合や、建築物に付属する門や塀、敷地を造成する擁壁などを建築または築造する場合に対象となります。

後退したところを、道路境界とみなし、その道路境界から道路側に突き出して建物、門、塀、擁壁などを建築または築造してはならないことになっています。

# 自分たちが住むまちは自分たちで

条例施行から一年余りがたち、この間、二つの地域でまちづくり協議会が発足し、他の地域でも発足に向け検討されています。住みやすい魅力あるまちづくりに向けて、まちづくり条例の活用をみんなで考えてみませんか。

## まちづくりとは何??

今、さかんに「まちづくり」という言葉を耳にしますが、あらためて、「まちづくりって何?」と疑問に思う人も多いと思います。

「まちづくり」というと、例えば住宅地を造成したり、生活にかかわる道路や水道などをつくったりする「ハード」的なものから、まちおこし事業、自治会活動、ボランティア活動など、「ソフト」的なものでいろいろイメージが浮かびます。

しかし、どちらにも共通するのが「このまちをよくしたい」という思いと行動の表れではないでしょうか。すると、「まちづくり」とはこんなふうに表示できます。

「まちづくりとは、自分たちが毎日暮らす場を、将来にわたってずっと住みやすく魅力あるまちにしようと、みんな

で話し合っって活動すること」  
どうでしょう。イメージできましたか。

さて、このまちづくり、具体的にはどう進めていけばよいのでしょうか。

## 市民参画と協働とは??

「市民参画と協働」。この言葉も最近、よく耳にします。これは今のまちづくりのキーワードとも言われます。それはどういうことでしょうか。少し前までのまちづくりを思い出してください。それはたぶん、行政が計画をして、できあがった計画を皆さんに説明し進めていくまちづくりではなかったでしょうか。

しかし、そのようなまちづくりの中で、「これはこの地域には必要のない」とか、「これは必要なのになかなか分かってくれないな」という経験はありませんでしたか。



若葉台まちづくり協議会の様子

行政もあらゆる方法で市民のニーズをくみ取り、その実現に向けて努力をしていますが、どうしても行政からの一方通行ではこのような話が出てきません。

## まちづくり条例を活用しよう

その実現に向けて動き出すためのシステムが「市民参画と協働のまちづくり条例」です。

市ではこの条例を、平成十六年七月に施行し、一年余りがたちました。この期間を通して、地域での説明会、ケーブルテレビ、広報などに利用し、条例の積極的な啓発に努めました。

その中で、市民の皆さんから、市民が行う地域活動にはいろいろな活動があるが、どのようときにまちづくり条例を利用するのが、よく分からないとの声を聞きました。

今回は、そのような皆さんの声にお答えするために、最初の一步をどのように踏み出すかをお話します。

## まちづくり最初の1歩…

### Step 1

日ごろ思っていること、気付いたことを大切に

このまちのここが変わったら、もっとまちはよくなるのに…例えば

- ・ペットのマナーどうにかならないの?
- ・空き巣、車上狙いなど、防犯問題は深刻だわ?
- ・高齢者が住みよいまちにならないかな?
- ・この環境、自然ずーと守れないかしら?
- ・大きな地震や災害が起きたらどうするの?
- ・子育てがしやすいまちにならないかな?

### Step 2

問題をはっきりさせ仲間や市役所に相談しましょう

まずは、ご近所や知り合いに声を掛け、その問題をはっきりさせましょう。問題によっては、今ある地域団体の活動や行政サービスによって解決するかもしれません。

### Step 3

いっしょに、まちづくりをしませんか?

こんな時、まちづくり条例の活用を考えてみましょう。

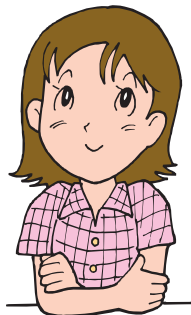
- ・今までの方法では解決策が見当たらない場合
- ・問題が将来にわたりみんなで解決した方がよい場合
- ・これをきっかけにまちの全体を見直した方がよい場合

### Step 4

さあ、まちづくり条例を活用しましょう

まちづくり条例を利用して、まちづくり計画をつくり、それが認められると、自分たちが住むまちのルールとして行政計画に位置付けられます。

さあ、この条例を活用して、みんなの手でまちづくりを進めましょう。



もっとまちをよくしたいな

## まちづくり計画の作り方

地区まちづくり協議会の発足

- 協議会の立ち上げは、10人以上で
- 協議会は、次のように運営します
  - ・地区住民等は誰でも参加できます
  - ・活動内容は常に広報、公開します
  - ・地区の自治組織等と連携します

地区まちづくり協議会の認定

- 市による支援
  - 情報の提供
  - 各種資料の提供、市職員による説明など
- 技術的な支援
  - 各分野の専門家をアドバイザーとして派遣
- 活動費の助成
  - 会員の報酬や食料費などを除く必要経費の助成

地区まちづくり計画案の作成

- ・地区を調べる
- ・まちづくり計画の目標、方針をつくる
- ・まちづくりのルールをつくる
- ・まちづくり計画をまとめる

地区住民等の過半数の同意

- 地権者の同意
  - ・計画の中に土地利用などの私権にかかわる事情がある場合は、地権者の3分の2以上の同意が必要になります

地区まちづくり計画の認定

- 認定された地区まちづくり計画は、次のように実施されます
  - ・協議会、地区住民などによる自主事業
  - ・市民と市が役割分担して行う協働のまちづくり事業
  - ・地区計画、建築協定など法制度の適用
  - ・市が行う公共事業
  - ・事業者との開発協議への活用

地区まちづくり計画の実施

●問合せ まちづくり推進課

# 財政事情に関する公表

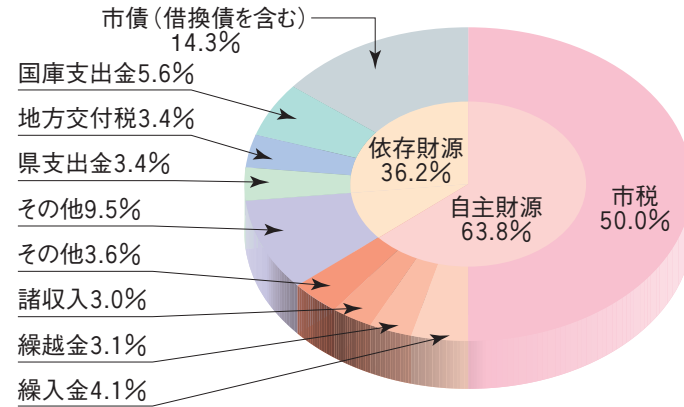
# 支出決算額は二百五十二億円

市は、市民の皆さんに市の財政状況を広く知ってもらい、市政を理解していただくため、毎年二月と八月に財政事情を公表しています。八月に公表した中から、平成十六年度の決算状況についてお知らせします。また今回は、平成十七年五月一日、可児市と兼山町が合併したため、それぞれについて公表します。

## 一般会計

## 平成16年度

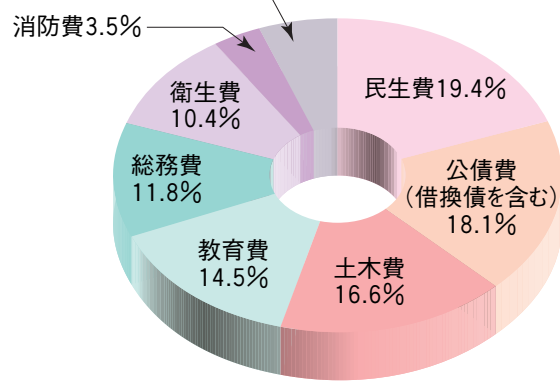
### 収入



	科 目	決 算 額	前年度対比
自主財源	市税	131億6,522万8千円	0.7%
	繰入金	10億9,297万2千円	53.4%
	繰越金	8億699万9千円	△40.7%
	諸収入	7億8,035万円	△25.9%
	財産収入	3億7,115万9千円	△37.5%
	使用料および手数料	3億1,540万7千円	0.5%
	分担金および負担金	2億7,610万2千円	5.7%
	寄附金	128万2千円	△73.6%
	市債	37億6,770万円	61.3%
	国庫支出金	14億6,812万2千円	4.4%
依存財源	地方交付税	9億69万9千円	△29.9%
	県支出金	8億9,238万円	3.2%
	地方消費税交付金	8億8,453万6千円	11.3%
	地方譲与税	5億3,617万3千円	51.8%
	地方特例交付金	4億7,657万1千円	0.1%
	ゴルフ場利用税交付金	2億1,527万8千円	△7.6%
	自動車取得税交付金	2億1,200万7千円	4.5%
	利子割交付金	1億3,079万6千円	4.0%
	配当割交付金	2,056万3千円	皆増
	株式譲渡所得割交付金	1,996万8千円	皆増
交通安全対策特別交付金	1,749万2千円	4.7%	
合 計	263億5,178万4千円	3.5%	

**市民福祉向上を目指した施策を展開**  
 平成十六年度の一般会計予算は、六回の補正を行い、前年度からの繰越事業費を合わせた総額は、二百六十億九千二百九十四万一千円となりました。これに対して決算額は、収入が二百六十三億五千五百七十八万四千二百一十一円（減税補てん債借換債十九億二千二百二十万円を除くと、二百四十四億三千五百四十八万四千二百一十一円）、支出が二百五十二億四千八百三十七万四千八百七十七円（減税補てん債借換債十九億二千二百二十万円を除くと、二百三十四億二千七百十七万四千八百七十七円）となりました。

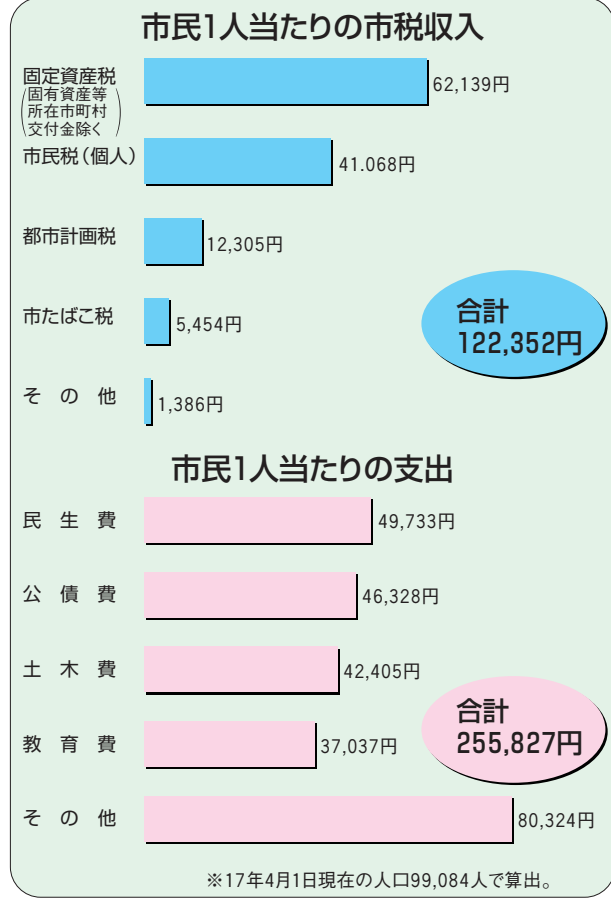
### 支出



科 目	決 算 額	前年度対比
民生費	49億2,775万4千円	6.0%
公債費	45億9,038万1千円	63.2%
土木費	42億165万7千円	△5.0%
教育費	36億6,977万6千円	△18.0%
総務費	29億7,806万4千円	0.0%
衛生費	26億2,751万8千円	△3.6%
消防費	8億9,098万8千円	△3.5%
農林水産業費	7億7,088万9千円	△28.7%
商工費	3億8,442万2千円	39.2%
議会費	2億4,920万5千円	△2.8%
労働費	5,772万1千円	△2.2%
合 計	253億4,837万5千円	2.8%

**※減税補てん債とは……**  
 地方税の特別減税、制度減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、特例として認められている地方債のことです。  
**※減税補てん債借換債とは……**  
 平成7・8年度に発行した減税補てん債の未償還残高（19億2,120万円）を16年度に借り換えため、収入・支出それぞれに同額を計上しています。このため、前年度と実質を比較する場合は、この分を除きます。

前年度と比較すると、収入が三・五％の増額（減税補てん債借換債を除くと四・一％の減額）、支出が二・八％の増額（減税補てん債借換債を除くと五・〇％の減額）となりました。市の財政状況については、収入の根幹をなす市税が平成九年度決算百四十五億円をピークに減少し、平成十六年度決算では百三十二億円となっています。自主財源総額は、百六十八億円で前年度対比五億円の減額となり厳しさを増しています。また、三位一体の改革により、地方交付税や国庫支出金が減額となっています。



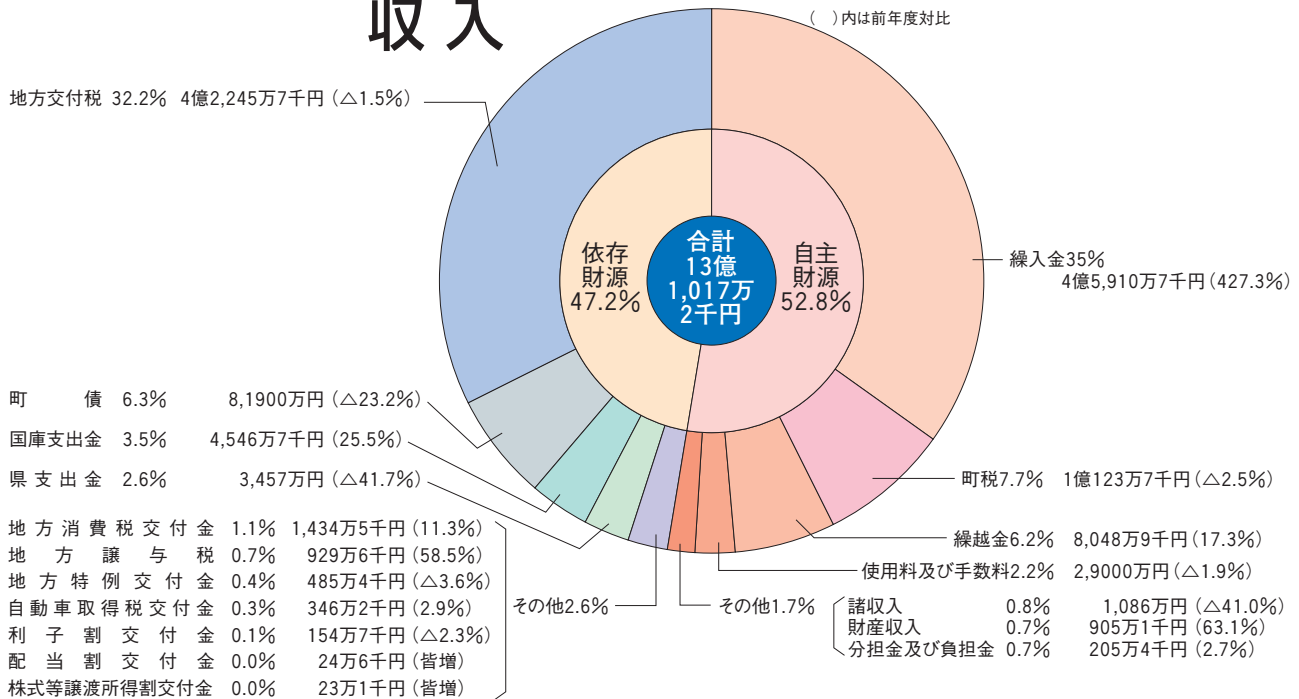
### 平成16年度特別会計

会 計 名	収 入	支 出
国民健康保険事業(事業勘定)	65億2,041万円	62億9,358万7千円
老人保健	55億1,233万4千円	55億1,223万5千円
公共下水道事業	42億686万1千円	40億4,561万7千円
介護保険	27億8,122万1千円	27億7,748万5千円
可児駅東土地区画整理事業	10億4,386万8千円	9億717万5千円
特定環境保全公共下水道事業	2億3,980万4千円	2億2,992万5千円
農業集落排水事業	1億8,986万9千円	1億7,864万6千円
自家用工業用水道事業	1億4,878万円	1億4,490万8千円
国民健康保険事業(直診勘定)	1,913万1千円	1,773万円
簡易水道事業	1,375万3千円	1,231万5千円
飲料水供給事業	690万8千円	605万7千円
5財産区(合計)	2,252万2千円	1,846万8千円

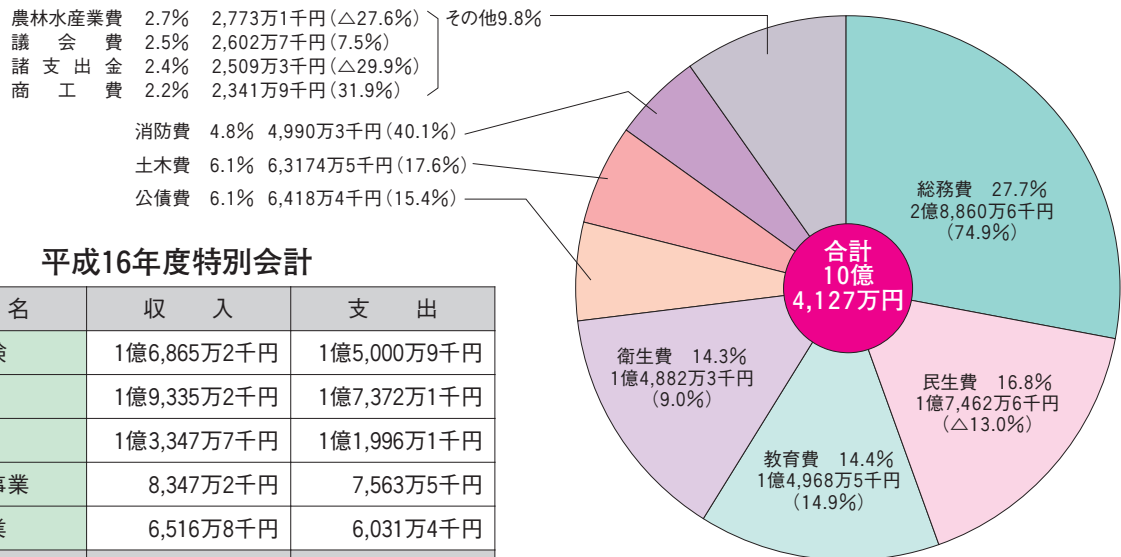
支出では、民生費の割合が二年連続トップとなりました。従来から人口急増や都市化の進展に対応した義務教育・社会教育施設や都市基盤整備に重点を置いてきた結果、教育費や土木費の比率が高くなりました。また、少子高齢化に対応した施策に力を注ぎ、民生費の比率が高くなっています。なお、公債費の比率が高くなっているのは、減税補てん債借換債を含んでいるため、これを除くと一・三％の比率となります。

# 平成16年度 兼山町一般会計

## 収入



## 支出



### 平成16年度特別会計

会計名	収入	支出
国民健康保険	1億6,865万2千円	1億5,000万9千円
老人保健	1億9,335万2千円	1億7,372万1千円
介護保険	1億3,347万7千円	1億1,996万1千円
公共下水道事業	8,347万2千円	7,563万5千円
簡易水道事業	6,516万8千円	6,031万4千円
合計	6億4,412万1千円	5億7,964万円

### 合併に向けた事業を推進

平成十六年度の一般会計予算は、八回の補正を行い、総額は、十三億二千三百九十七万三千円となりました。

これに対して決算額は、収入済額が十三億千七百二十二万二千二百二十五円、支出済額が十億四千二百二十七万四千六百八十八円、前年度と比較すると、収入が三十四・四％の増額、支出が十六・四％の増額となりました。

収入の状況については、町税が一億千万円で、前年度対比二・五％の減、自主財源総額は六億九千万円で、前年度対比百十九・六％の増額となっています。合併への対応として、施設建設基金、地域振興基金などを取り崩したことなどによるものです。また、地方交付税は四億二千万円で、前年度対比一・五％の減となっており、依存財源総額は六億二千万円で、前年度対比六・三％減となりました。

支出では、前年度と比べ総務費が一億二千万円の増となりましたが、これは主に、ケーブルテレビの導入事業を行ったためです。

●問合先 総務課



9月11日(日)は

# 衆議院議員総選挙

# 最高裁判所裁判官国民審査

# の投票日です

第四十四回衆議院議員総選挙・第二十回最高裁判所裁判官国民審査の投票が、九月十一日(日)に行われます。  
棄権することのないよう、みんなで投票に出掛けましょう。

## Q 投票時間と会場は？

投票時間は、午前七時から午後八時までです。

投票会場は、皆さんの家庭へ郵送する投票所入場券に、簡単な地図付で案内してあります。

該当する会場へ、間違いのないようお出掛けください。

## Q 入場券の注意点は？

○はがき一枚に四人まで記入してあります。はがきが届いたら氏名・人数などを確認してください

○投票の際は、一人ずつ切り離してお持ちください

○万が一、紛失しても投票はできますので、投票所で係員に申し出てください

## Q 当日行けない人は？

投票日に「仕事がある」「投票

区外へ外出の予定がある」などの理由で投票所に行けない人は、期日前投票を行うことができます。期日前投票は、八月三十一日(水)から九月十日(土)までの毎日、午前八時三十分から午後八時まで、市役所で受け付けます。その際、投票所入場券をお持ちください。(すでに到着している人のみ) ただし、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は九月四日(日)からです。ご注意ください。

## Q 体の不自由な人は？

目の不自由な人は、点字による投票ができます。そのほか、投票が困難と感じた人には、必要な補助を行います。いずれも投票所で係員に申し出てください。

身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳を持っている人または

介護保険法上の要介護者で要介護五に該当する人で、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けている人は、郵便による不在者投票ができます。証明書の交付を希望する場合は、一定の要件や手続きの期限がありますので、早めに市選挙管理委員会へ申し出てください。

## Q 開票はいつ行うの？

投票日当日の午後九時から、総合会館五階大ホール(市役所向かい)で即日開票します。開票速報は随時行います。

## Q 候補者を知るには？

候補者の氏名、経歴、政見などを記載した選挙公報(県選挙管理委員会発行)を九月八日までに新聞に折り込みますのでご覧ください。

なお、新聞を購読していない

人は、次の施設のほか、市内の金融機関、新聞販売店、郵便局、農協に設置する予定ですのでご利用ください。

## 選挙公報を設置する市の施設

市役所1階、兼山振興事務所、各連絡所、福祉センター(今渡)、文化創造センター(下恵土)、福寿苑(大森)、可児川苑(坂戸)、海洋センター(坂戸)、総合会館(市役所向かい)、総合会館分室(JR可児駅西)、図書館本館(広見)、Lポート可児(姫ヶ丘)

●問合せ 市選挙管理委員会事務局(総務課内)

## 選挙Q&A

## Q 投票できる人は？

昭和六十年九月十二日までに生まれた人で、平成十七年六月一日までに可児市に住民登録をしている人です。

なお、今回の選挙は、投票日の前日までに市外へ転出した人も可児市で投票することができます。(ただし、転出後三カ月以上経過し、現住所地の選挙人名簿に登録された場合は、現住所地で投票することになります)

**第23回可児都市発明・創意くふう展**

作品展の会場(総合会館分室)が、選挙の投票所となるため、日程が変更されます。

●開催日 (変更前) 9月10日(土)、11日(日)  
(変更後) 9月17日(土)、18日(日)

※作品提出は、9月14日(水)に変更。その他の募集要項に変更はありません。詳しくは、広報かに8月1日号をご覧ください。

●問合せ 商工観光課

# ほんとうに怖い歯周病

なぜ歯周病は怖いのでしょうか。皆さんは知っていますか？  
気付かない間に進行し、手遅れになりやすい歯周病。

歯周病の進行の仕方や症状の現れ方を学び、歯周病予防を心掛けましょう！

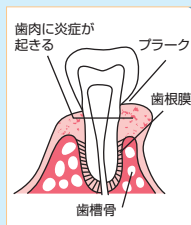
## 歯周病の怖い理由

- 理由は4つあります。
- ①多くの場合痛みがなく、気付かないうちに進行し、気付いた時にはかなり重症になっている
  - ②歯そのものではなく、歯を支える周りの組織を破壊してしまい、歯がぐらぐらして食べ物をかむと痛くなる。重症の場合は、歯を抜いたり、自然に抜けたりする
  - ③1本のみではなく、数本から全部の歯にわたることがある。そのため、入れ歯になる
  - ④歯と歯茎など口の中だけの問題ではなく、細菌性心内膜炎・心筋梗塞（こうそく）などの心臓疾患や、動脈硬化、脳血管障害、肺炎、低体重児出産など全身疾患への影響がある

## 歯周病はこんなふうに行進します

### <歯肉炎>

歯の根元に歯こう（プラーク）がたまると、その周りの歯肉に炎症が起きます。歯磨きの時や硬い物を食べると、出血することがあります。



### <歯周炎>

歯こうが付いたままになっていると歯石になり、歯根膜が破壊され、歯周ポケット（歯の周りの溝）が次第に深くなり炎症も進み、歯槽骨の破壊が始まります。



### <重度歯周炎>

そのまま炎症が進むと歯槽骨がさらに破壊され、歯肉も下がり、歯がぐらぐらになります。歯の周りから出血やうみも多く見られるようになります。



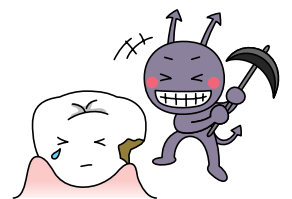
## 自覚症状は

自覚症状には、次のようなものがあります。項目に当てはまるものが多ければ、歯周病の可能性が高いです。  
チェックしてみましょう。

歯を磨くと血が出る
歯茎が赤く腫れている
歯や歯茎がしみる
口臭がする
歯が以前より長くなった
歯がぐらぐらして硬い物がつかまる
歯がかみにくい

## 歯周病検診を受けましょう

残念なことに、歯周病にかかっている人の割合、残っている平均の歯の数は、下のグラフのようになります。特に40歳を過



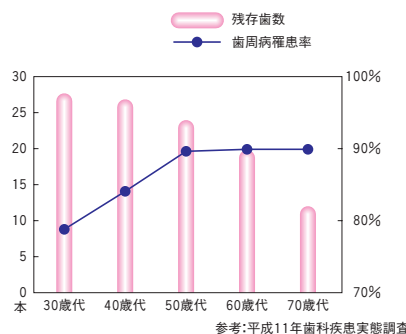
ぎたころから急に歯周病で歯を失う率が高くなります。自覚症状がなくても歯周病が発症、進行していることがあります。それらを早期に発見し、治療するために検診を受けましょう。

## 可児市歯周病検診

歯周病を早期発見するために、市は歯周病検診を実施します。

対象年齢は平成17年4月1日現在で40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳です。

個人負担金は500円ですが、生活保護法による被保護世帯に属する方や老人保健法医療受給者証をお持ちの方、平成18年4月1日までに70歳以上の人は無料です。詳細は、健康増進課まで問い合わせてください。



●問合先 健康増進課

# 10月1日は国勢調査の日

## 9月下旬から調査員が伺います



国勢調査は、5年ごとに行われる国の最も基本的な統計調査です。この調査は、日本に住んでいるすべての人が対象となるもので、調査結果はこれからのまちづくりのための貴重な基礎資料となります。ご協力をよろしくお願いします。



わたしが調査員です  
調査員は、首からつり下げたホルダーの中に調査員証を、そして「国勢調査」とロゴの入った水色の紙袋を持っています。



調査員証



紙袋

### 国勢調査の日程

9/20(火)～22(木)

調査員が、「調査についてのお知らせ」を郵便受けに入れるなどして配布します。



9/23(金)～30(金)

調査員が、調査票の配布と記入のお願いに伺います。



10/1(土)～10(月)

調査員が、記入していただいた調査票の回収に伺います。

### 調査票は封入して提出できます

調査票配布の際にお配りする「調査書類整理用封筒」に調査票を入れ、「封入用テープ」で封をして提出することもできます。

この場合、調査員は開封せず、そのまま指導員(市職員)へ提出します。もし記入漏れなどがあった場合、指導員より各世帯へ確認させていただくことがありますので、調査票に電話番号の記入を忘れないようにしてください。

### 提出した調査票はどうなるの？

調査員が回収した調査票は、指導員が確認した上で市が取りまとめます。その後、都道府県を経由して総務省統計局に集められ、結果の集計・公表を行います。

### 「かたり調査」にご注意を

国勢調査と称して、氏名や世帯構成などを電話で照会する「かたり調査」にご注意ください。このような不審な電話があったときは、すぐに答えず、総合政策課まで問い合わせてください。

●問合先 総合政策課

## ワクワク探偵団 レポート 36・37

### 竹馬作りを体験して 子どもワクワク探偵団

● 亀井辰典君（旭小六年）

八月一日に近くの公民館で竹馬を作りました。ここでは地区のおじいさん、おばあさんが竹馬乗りの手本を見せてくれたり、竹馬の作り方などをやさしく分かりやすく教えてくれました。竹馬を実際に作ってみるとはりがねで竹を巻きつける所が思いきりひっぱりながら巻く力が必要だったのでとてもむずかかったです。



その竹馬ができたなら竹馬に乗る練習をしました。最初はぜんぜん乗れなかったけど練習をしたら乗れるようになり、とてもうれしかったです。ぼくはこの



手作りの竹馬を乗りこなす亀井君（左）

竹馬作りを体験して昔の人は、みんな自分たちで遊ぶ道具を作っていたんだなと思いました。これからも昔のおもちゃなどの作り方を教えてもらいたいです。



難しかった、竹に針金を巻き付ける作業

### カワゲラウオッチングについて 子どもワクワク探偵団

● 小栗奨平君（旭小二年）

七月十八日、かに川でカワゲラウオッチングをしました。上から川を見たらきれいだったけど、みんなが入ったらよごれてしまいました。石をどかしたら、



何かを発見！

ほんとうに虫がいっぱいでした。ウズムシ、イシマキガイ、カワニナ、ヒラタドROMシ、はぐるもんぼのやご、ハバヒロムシ、アメリカザリガニなどがい

ました。ぼくがとりたかったのはサワガニです。川がつめたいと思いました。ぬるぬるとしてすべりそうになりました。かに川は、ウズムシがちをすわなくていいなと思いました。こんどいったときは、サワガニをつかまえないなと思いました。



たも網をのぞきこむ小栗君

しかったです。



# バラの物語

～もっとバラが好きになる～ ③



## 秋のせん定



— …切除する部分

### 【目的】

最も花の美しい時期に花が咲くように開花時期を調整する事と、夏の間に伸び過ぎて混み合った枝を間引き、良い枝により養分がいくようにするために弱せん定を行います。

弱せん定をするのはハイブリッドティやフロリバンダなどの四季咲き性のあるバラのみで、原種や一季咲きのオールドローズの枝は、冬まで切らずにそのままにしておきます。

### 【時期】

寒冷地を除いては、おおおそ8月下旬～9月10日ごろに行います。

### 【手順】

- ① 枯れ枝や病害虫に侵された枝を付け根から切り取る
- ② 株の中心部で混み合っている懐枝を整理する
- ③ 今年2番目に伸びてきた枝の、外側を向いた5枚葉の約1センチメートル上で切除する。基本は株全体をせん定前の約3分の2の大きさに仕立てること

(文・イラスト 花フェスタ記念公園)

### みなさんの善意

次の皆さんから浄財などの寄付がありました。(敬称略)

#### 社会福祉に…

- 地球ハーモニー ●可児市老人福祉センター可児川苑利用者一同
- 可児市商工会議所帷子支部
- めぐみの農協土田支店 ●今渡台手芸同好会 ●田口三夫

#### 男女共同参画事業推進のために…

- 国際ソロプチミスト可児



細江しゆりちゃん  
(8カ月・今渡)  
モグモグ。最近は何でも口に入れちゃうの。



上田さきちゃん(1歳・塩)  
お花に囲まれてハイチーズ☆すてきでしょ！



高木しゅうとくん  
(1歳・菅刈)  
いつでも散歩大好き！  
今日もおでかけだよ。



近藤ゆなちゃん  
(8カ月・中恵土)  
早く何でも食べれるようになりた～い！



かわいいお子さんの写真を受け付けています。ぜひ応募ください。



宛先

〒509-0292 広見一丁目1番地 「こっちむいてパシヤッ」係  
 ☒ kouhou@city.kani.gifu.jp (250キロバイト～1.5メガバイト程度で撮影)  
 ※お子さんの名前(ふりがな)、生年月日、保護者の氏名、住所、電話番号、コメントを30文字程度を明記してください。



夏まつり

# 思いっきりはしゃぐの可見の夏

FLASH★

1

7月から8月にかけて、市内各地で伝統行事や夏まつりが行われ、多くの人でにぎわいました。

8月12日、13日は、「可見夏まつり2005」が、市役所駐車場およびその周辺で開催され、2日間で約3万人の出入がありました。

12日は、午後6時からのステージ発表に引き続き、午後8時からは噴き上げ花火「Fire Fantasy」が行われ、会場内は最高潮。光と音との織り成す幻想的な世界に魅了されま



▲ダンスを踊る子どもたち



▲夜空を染める花火



▲元気いっぱい！魚のつかみ取りに挑戦

した。  
2日目の13日は、ふるさと川公園で、魚のつかみ取り、とんかち広場やスタンプラリーなどさまざまな催しが繰り広げられました。そして、まつりの締めくくりは、今年新たに制作した曲「おどろまいか」を中心に総踊り。舞台を中心に幾重もの輪ができ、盛大のうちにフィナーレを迎えました。



山車を飾る数多くの提灯(7月23日、西帷子・石原提灯祭)



無病息災を祈り、茅の輪をくぐる参拝者(7月31日、土田・白鬚神社の輪くぐり)

夏休み親と子の市政見学バス

FLASH★

## みんなで楽しみました

2

毎年恒例の「夏休み親と子の市政見学バス」が8月3日・5日の2日間行われ、合わせて49人が参加しました。川合浄水場では、水道水ができるまでの実験を行ったり、南消防署では、レンジャー体験やはしご車に乗るなど、さまざまな体験をしました。また、5月に合併した兼山の蘭丸ふるさとの森、兼山歴史民俗資料館なども見学。資料館を見学した子どもからは、「森蘭丸のことがよく分かってよかった」との感想が多く聞かれました。



はしご車に乗って20mの高さを体験

終戦60周年事業

平和の尊さを考える

FLASH★

3

8月10日から15日まで、広見公民館ゆとりピアで、終戦60周年事業「原爆と人間展」が開催されました。この事業は、市教育委員会と岐阜県原爆被害者の会可茂支部が企画したものです。

会場内では、原爆が落とされた直後の広島街のようす、やけどを負った人々の写真や絵を展示。戦争の悲惨さを訴えた紙芝居も行われました。

また、12日には、被爆体験を語る会が行われ、悲惨な体験談に思わず涙する人も見られました。



▲体験を語る梅岡昭生さん(右)と藤井俊子さん

来場者からは、「ここに来て初めて原爆の恐ろしさを知った」「パネルを見ているうちに涙が止まらなかった。二度と戦争はしないでほしい」など、恒久平和を願う多くの感想が寄せられました。



▲紙芝居「被爆者からの伝言」



▲パネルを真剣に見入る中学生たち

幼・小・中・高連携講座

子どもの健全育成を目指して

FLASH★

4

8月5日、市教育研究所の主催による幼稚園、小学校、中学校、高校の連携講座が、可児工業高校をはじめ市内3カ所で開催されました。

この講座は、子どもの健全な育成や「生きる力」を付ける上で、幼・小・中・高の連携が重要であることから、教職員を対象に企画されたものです。会場の一つであるグリーンテクノ研修室では、19人の先生が参加。葉ボタンの種まきや里山林の管理の仕方などを真剣な面持ちで学習していました。



真っ赤に熟したミニトマトを収穫する先生たち

桜ヶ丘小学校学校開放倶楽部

地域ぐるみの多世代間交流

FLASH★

5

7月23日、24日の2日間、桜ヶ丘小学校で校庭キャンプが行われました。これは、同小学校の学校開放倶楽部の主催によるもので今年4回目。小学生やその保護者、地域住民が一同に会し、200人を超える参加となりました。

また、自治会やボーイスカウトをはじめとする地域の各種団体も、強力的にバックアップ。子どもたちばかりではなく大人も思う存分、夏の2日間を満喫しました。



みんなでキャンプファイヤー

# お知らせ



【市役所】〒509-0292 広見一丁目1番地 ☎②1111  
URL <http://www.city.kani.gifu.jp/>

## 催し

Event

在宅介護支援センター

### 介護予防推進のつどい

在宅介護支援センターは、「健康寿命をのばそう」をテーマとした、介護予防推進のつどいを開催します。

- 期日 9月17日(土)
- 時間 午前10時～午後3時
- 場所 福祉センター(今渡)
- 内容 多胡肇さん(NHKラジオ体操指導者)によるラジオ体操指導、シニア体力テストの測定
- 参加費 無料

●問合せ 在宅介護支援センター

- (○)可児市社協 ☎⑥2525 ○春里苑 ☎⑥1122 ○サンビュール ☎⑤2277 ○花トピア ☎⑤60161 ○兼山 ☎⑤2243

ふれあいの里可児

### ふれあいまつりを開催

ふれあいの里可児は、施設を開放して地域の皆さんとの交流を深める「ふれあいまつり」を開催します。

- 期日 9月18日(日)
- 時間 午前9時30分～午後2時30分
- 場所 ふれあいの里可児(可児警察署西)
- 内容 バザー、ゲームコーナー、太鼓演奏、鴨子踊り、牛乳パック10枚以上で粗品進呈など
- 問合せ ふれあいの里可児 ☎⑥3711

千とせ会

### 踊りのつどいを開催

千とせ会は、第1回踊りのつどいを開催します。

- 期日 9月18日(日)
- 時間 午後1時～(午後零時30分開場)
- 場所 文化創造センター(下恵土)
- 内容 会員による踊りの発表

## 9月10日は「下水道の日」です

下水道が整備された地域で、まだ接続していない人は、早めに接続をお願いします。

### 下水道へ切り替えるときは

浄化槽や汲み取り便槽を下水道に切り替えるときは、市から許可を受けている次の業者へ最終清掃(浄化槽汚泥の引き抜き・洗浄、し尿の汲み取り)を依頼してください。

なお、浄化槽については廃止届を環境課に提出してください。

○許可業者

- (有)可児エスコ ☎②1266
- (有)広見環境サービス ☎②0510
- (有)御嵩衛生社 ☎⑦5576

### 油を流さないで!

下水道管に油を流すと、管内で固まって管を詰まらせてしまいます。油は絶対に流さないでください。

油を廃棄する場合は、新聞紙などで吸い取るか、市販の製品を使って固め、燃えるごみとして出してください。

特に飲食店では、グリーストラップ(油止め)を適切に管理してください。

### 不審な業者にご注意

最近、市からの派遣であるかのように装い、排水設備(宅内の排水管、マス)などの点検・修理を迫る業者が増えています。これは、業者が維持修理工事を行いたいために、自主的に営業活動をしているものと思われます。

市では、このような紹介や調査行為を行っていませんので、注意してください。正しい使い方を守ってれば、下水道管が詰まることはありません。不審な業者が現れたときは、次のような対応をしてください。

- ①身分証明書の提示を求め、身元を確認する
- ②その場ですぐに契約しない
- ③下水道課に問い合わせる

※これは、業者の正当な営業活動を妨げるものではありません。

●問合せ 下水道課

●入場料 無料

●問合せ 同会の大澤千恵子さん

☎②0746

虹の広場

### みんなで参加しよう

相互扶助の会いしずえは、福祉・環境・文化の活動をしているグループと

共催で「虹の広場」を開催します。

●期日 9月19日(祝)

●時間 午前10時～

●場所 広見公民館ゆとりピア

●内容 ふれあいコンサート、リフォームファッションショー、バザーなど

●入場料 無料

●問合せ 福祉の店「くるみ」

☎③7954



# 募集

Invitation

女と男のかがやき講座

## 自分らしい生き方を探そう

市は、生き生きとした自分らしい生き方を探るための7回連続講座「未来創造塾―21世紀の生き方探し―」の参加者を募集します。

● 期日とテーマ

回	期日	テーマ	講師
1	9/17(土)	はじめの一步	赤澤ヒロ子さん (名古屋YWCA)
2	10/15(土)	平塚らいてう・市川房枝からのメッセージ	石月静恵さん (桜花学園大学教授)
3	11/5(土)	育休からの贈りもの ～男性の家庭参画～	木全和巳さん (日本福祉大学助教授)
4	12/3(土)	講演会:人権について (演題は未定、※公開講座)	住田裕子さん (弁護士)
5	1/21(土)	DVをのりこえて(※公開講座)	中島幸子さん (DVコンサルタント)
6	2/18(土)	私らしい自己表現 ～気持ちを伝えるために～	赤澤ヒロ子さん (名古屋YWCA)
7	3/18(土)	できることから はじめよう	中島美幸さん (愛知淑徳大学講師)

- 時間 午後1時30分～3時30分
- 場所 広見公民館ゆとりピアほか
- 対象者 一般成人
- 定員 40人(先着順)
- 受講料 無料

- 申込締切 9月13日(火)
- ※託児希望者はお問い合わせください。
- 申込・問合せ 総合政策課

## 生ごみエコサークル

## 生ごみ有効活用のために

市民ワーキンググループ・生ごみエコサークルは、家庭で簡単にできる生ごみのたい肥化や減量、生ごみたい肥によるおいしい野菜作りについて学ぶ講座の受講者を募集します。

- 期日 9月18日(日)
- 時間 午前10時～正午
- 場所 兼山公民館
- 定員 40人(先着順)
- 参加費 無料
- 申込・問合せ 環境課

## 東濃ホスピス研究会

## がんについて理解を

東濃ホスピス研究会は、がんの痛みの治療薬「モルヒネ」について正しい知識を得るためのセミナーの参加者を募集します。

- 期日 10月1日(土)
- 時間 午後2時～4時
- 場所 多治見市医師会館(多治見市音羽町)
- 講師 的場元弘さん(北里大学医学部講師)

- 演題 「痛かった、でも痛くなくなった」を求めて
- 定員 100人(先着順)
- 参加費 500円
- 申込方法 往復はがきに、住所、氏名、電話番号を記入の上、〒507-0901土岐郡笠原町1104-4東濃ホスピス研究会事務局に送る
- 問合せ 同会事務局  
☎0572-3923

## 体育連盟

## 体力づくりをしてみませんか

市体育連盟は、ウエイトリフティング場にあるトレーニングルームを利用するための、講習会の受講者を募集します。

期日	講習時間
10月1日(土)	午後7時～9時
10月8日(土)	午後7時～9時
10月12日(水)	午前10時～正午
10月17日(月)	午前10時～正午
10月29日(土)	午後7時～9時

- 期日 10月1日(土)
- 場所 市ウエイトリフティング場(坂戸・海洋センター隣)
- 対象者 高校生以上の人(子ども連れの参加は不可)
- 定員 各18人(先着順)
- 持ち物 運動服・室内靴
- 受講料 500円(釣り銭の必要が)

ないように)

- 申込方法 電話または体育連盟窓口で申し込む
- 申込開始日 9月9日(金) 午前8時30分
- ※講習時間10分前には受け付けを済ませてください。
- 問合せ 同連盟事務局 ☎8600

## 岐阜県教育委員会

## 妊娠期からの子育て講座を開催

岐阜県教育委員会は、妊娠期からの子育て講座「はじめの一步」(3回連続講座)の参加者を募集します。

回	期日	時間	場所	内容
1	10/12(水)	午前10時～11時30分	広見公民館 ゆとりピア	お友達をつくりましょう
2	19(水)	午前10時～11時30分	広見東公民館	簡単な手作り絵本を作りましょう
3	11/12(土)	午後1時30分～3時	広見公民館 ゆとりピア	子育ては楽しみ、お父さん出番です

- 対象者 妊娠期および乳幼児の親
- 定員 30人(先着順)
- 参加費 無料
- 申込・問合せ 市生涯学習課

定年を迎えた人の健康教室

定年後の健康づくりを

可児市健康づくり運動普及推進協議会は、「定年を迎えた人の健康教室」の受講生を募集します。

回	期 日	時 間	場 所	内 容
1	9/27(火)	午前 9時30分～正午	総合会館 (市役所向かい)	中高年の生活習慣病と運動
2	10/4(火)	午前 9時30分～11時30分	広見公民館ゆとりピア	気功を体験しよう
3	11(火)	午前 9時30分～11時30分	広見公民館ゆとりピア	太極拳を体験しよう
4	25(火)	午前 8時～午後 5時	ふれあいパーク・緑の丘 (羽崎・集合場所)	バスでウォーキング 妻籠～馬籠宿
5	11/1(火)	午前 9時～午後 2時30分	ふれあいパーク・緑の丘 など	里山・森林整備を体験しよう
6	15(火)	午前 9時30分～正午	総合会館	ヨーガを体験しよう

- 対象者 定年を迎える55～65歳で、6回すべてを受講できる人
- 定員 25人(抽選)
- 参加費 無料(第4・5回のみ昼食代の自己負担有り)
- 申込方法 往復はがきに、氏名、住所、生年月日、年齢、性別、電話番号を記入して健康増進課あてに送る

- 申込締切 9月15日(木)
- 問合せ 健康増進課

可児商工会議所

経営講演会を開催

可児商工会議所は、「人のご縁でつくかく生きろ」をテーマに開催する講演会の参加者を募集します。

- 期 日 10月13日(木)
- 時 間 午後7時～
- 場 所 文化創造センター(下恵土)
- 講 師 中村文昭さん(有)クロフネカンパニー代表取締役)
- 対象者 経営者および後継者など
- 定 員 100人(先着順)
- 参加費 無料
- 申込方法 事前に電話で申し込む
- 申込・問合せ 同会議所 ☎⑥0011



治療が必要な場合は

9月の祝日の歯科休日診療当番は次の通りです。歯の治療を受けたい人は、電話で確認してからお出掛けください。

- 期 日と歯科医院名 ○9月19日(祝) 可児歯科医院(御嵩町) ☎⑦000

- 36) ○9月23日(祝) 田中歯科(桜ヶ丘) ☎④0666

●診療時間 午前9時～午後4時  
※歯以外の急病は、救急医療情報センター(☎②3799)へ問い合わせてください。

- 問合せ 同センター

敬老事業

長寿をお祝い

市は、平成17年度敬老事業を次の通り実施します。

百歳・白寿(99歳) 到達者表敬訪問

9月中旬に行います。

米寿(88歳) 到達者お祝い

9月中にお祝い状と記念品を兼山振興事務所または連絡所から届けます。

▽対象者 大正6年4月1日から大正7年3月31日までに生まれた人

9月のごみ・リサイクル資源収集日

収集地区	金物類・粗大ごみ	缶・ペットボトル・トレ資源
中恵土・下恵土・禅台寺・徳野南・平貝戸・明智・石森・石井	28(水)	21(水)
今渡・土田	29(木)	22(木)
菅刈・西帷子・緑・鳩吹台・若葉台・虹ヶ丘	12(月)	26(月)
東帷子・愛岐ヶ丘・長坂・光陽台・長洞・帷子新町	15(木)	29(木)
川合・川合北・谷迫間・清水ヶ丘・日本ランド・美里ヶ丘・坂戸・矢戸・塩・塩河・室原・坂戸台	21(水)	28(水)
久々利・羽崎・二野・緑ヶ丘・羽生ヶ丘・瀬田・柿田・しらさぎ・淵之上・兼山	20(火)	27(火)
下切・北姫ニュータウン・みずきヶ丘・今・広眺ヶ丘・広見	9(金)	16(金)
桜ヶ丘・臈ヶ丘・桂ヶ丘・小滝苑・柿下・大森・松伏・大森台・星見台	16(金)	30(金)

資源集団回収にご協力を

期 日	9月25日(日)
回収団体	可児市生活学校
回収品目	瓶、缶、ペットボトル、トレ一、発泡スチロール、紙類(新聞と広告とは別に)
収集時間場 所	午前9時～11時の間に総合会館分室駐車場(JR可児駅西)へ

いきいき長寿のつどい 75歳を迎える皆さんに、楽しいひと時を過ごしてもらう「いきいき長寿のつどい」宝寿の賀」を開催します。

▽期 日 10月6日(木)

▽時 間 午後1時30分～

▽場 所 文化創造センター

▽対 象 者 昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までに生まれた人

●問合せ いきいき長寿課

## 保健

### 3種・2種混合(初回・追加)

● 期日と場所 ○ 9月13日(火) = 下恵土公民館 ○ 9月20日(火) = 桜ヶ丘公民館 ● 受付時間 2時～2時30分 ● 対象者 生後3カ月以上90カ月未満 ○ 3種=百日ぜきにかかったことのない子(3～8週間の間隔で3回接種) ○ 2種=百日ぜきにかかったことのある子(4～6週間の間隔で2回接種) ※初回終了後1年～1年半の間隔で追加接種を受けてください。

### こども相談

● 期日 9月15日(木) ● 受付時間 9時～10時30分 ● 場所 保健センター ● 対象者 乳幼児を持つ人

### あこがれママ教室

● 期日 3課=9月16日(金) ● 受付時間 9時20分～9時30分 ● 場所 保健センター ● 内容 臨月からお産、乳房の手当て

### 献血

● 期日 9月16日(金) ● 受付時間 9時30分～正午 ● 場所 関西電力(今渡)

### BCG

● 期日 9月22日(木) ● 受付時間 1時30分～1時50分 ● 場所 保健センター ● 対象者 17年6月1日～15日生まれ ※BCG前後4週間は、ほかの予防接種を受けないでください。

### こども歯みがき相談

● 期日 9月13日(火) ● 受付時間 1時20分～2時 ● 場所 保健センター ● 対象者 15年5月生まれ ● 内容 歯科健診、歯こう染め出し、ブラッシング指導、おやつ指導 ● 持ち物 母子手帳、エプロン、タオル、歯ブラシ、手鏡、コップ ● 申込先 健康増進課(前日までに)

### 1歳6か月児健康診査

● 期日 9月14日(水) ● 受付時間 1時～1時15分 ● 場所 保健センター ● 対象者 16年2月1日～15日生まれ

### 母子健康手帳交付

● 期日 毎週金曜日 ● 受付時間 9時15分～9時30分 ● 場所 保健センター

### 3歳児健康診査

● 期日 9月20日(火) ● 受付時間 1時～1時15分 ● 場所 保健センター ● 対象者 14年8月16日～31日生まれ

### 乳児健康診査

● 期日 9月21日(水) ● 受付時間 1時～1時15分 ● 場所 保健センター ● 対象者 17年5月1日～15日生まれ

### 離乳食相談

● 期日 9月21日(水) ● 受付時間 2時～2時15分 ● 場所 保健センター ● 対象者 離乳期の乳児を持つ人

### 成人健康相談

● 期日 9月16日(金) ● 受付時間 1時30分～3時 ● 場所 保健センター ● 対象者 一般成人 ● 内容 ○ 健康相談(血圧測定、検尿、体脂肪率測定) ○ 栄養相談(家庭のみそ汁の塩分測定) ○ 歯科相談

### ポリオ

● 期日と場所 ○ 9月12日(月) = 土田公民館 ○ 9月16日(金) = 広見東公民館 ● 受付時間 2時～2時30分 ● 対象者 投与日を基準として、生後3カ月から90カ月までの乳幼児で、未投与者と1回投与済者 ※2回目投与は、1回目との間隔を6週間以上空けてください。

### 7か月児健康診査

● 期日 9月20日(火) ● 受付時間 9時～10時30分 ● 場所 保健センター ● 対象者 17年1月生まれ

### 元気はつらつ講話

● 期日 9月22日(木) ● 時間 10時～10時40分 ● 場所 可見川苑(坂戸) ● 内容 お口の健康「歯が輝けば笑顔もキラリ！」

### 離乳食モグモグ教室

● 期日 9月28日(水) ● 受付時間 9時45分～10時 ● 場所 総合会館(市役所向かい) ● 対象者 離乳中期以降の子どもを持つ人 ● 持ち物 エプロン、三角きん、手ふき ● 申込締切 9月21日(水) ● 申込先 健康増進課

乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診と保健センターで行われる予防接種の番号札は、午前8時30分から受付に用意しています。番号札を利用する場合は、母子健康手帳を持参の上、お越しく下さい。 ● 問合せ先 健康増進課

## 相談

### 生涯学習相談

● 期日と場所 ○ 9月11日(日) = 文化創造センター(下恵土) ○ 9月20日(火) = 市役所1階相談室 ● 時間 1時～4時 ※子どもボランティア相談も受け付けます。 ● 問合せ先 生涯学習課

### 心配ごと相談

● 期日 毎週火曜日 ● 時間 1時～4時 ● 場所 福祉センター(今渡) ● 問合せ先 市社会福祉協議会 ☎@1555

### 法律相談

● 期日 9月20日(火) ● 受付時間 1時～2時 ● 場所 福祉センター ● 問合せ先 まちづくり推進課

### ことば・発達相談

● 日時 平日の3時30分～4時30分に電話で受け付け、予約 ● 場所 養護訓練センター(可見警察署西) ※お子さんの言葉と発達について気軽に相談してください。 ● 申込・問合せ先 同センター ☎@0255

### 住宅(建築)相談

● 期日 9月16日(金) ● 時間 1時～4時 ● 場所 市役所1階相談室 ● 問合せ先 建築指導課

### 景観相談

● 日時 ○ デザイン・色彩 = 9月15日(木) 9時30分～11時30分 ○ 緑化 = 9月20日(火) 2時～4時 ● 場所 市役所1階相談室 ● 申込方法 都市計画課へ電話で予約する ● 問合せ先 同課

### 国税の出張相談

● 期日 9月22日(木) ● 時間 10時～3時 ● 場所 市役所1階相談室 ● 問合せ先 税務課

### 発達と教育の相談会

● 期日 9月21日(水) ● 時間 1時30分～3時30分 ● 場所 総合会館分室(JR可見駅西) ● 申込方法 各幼稚園、各保育園、小中学校に備え付けの相談申込書で申し込むか、教育研究所へ電話で予約する ● 問合せ先 同研究所 ☎@4841

## 9月の税金

国民健康保険税 — 4期  
介護保険料

※9月30日までに納めましょう。

# 健康の知恵ぶくろ

No.3

## 絵本の読み聞かせをしよう

子どもにとって、ご両親や身近な人に絵本を読んでもらうひときは、かけがえのない触れ合いの時間です。子育ての中に、ぜひ絵本の読み聞かせを取り入れましょう。

### 1. 子どもに愛情を与えます

赤ちゃんにとって絵本は、言葉の意味がまだ分からなくても、大好きなお母さんやお父さんの声を聞きながら、ひざに抱っこされて温かさを感じながら、美しい楽しい絵を見る体験を通じて、「親子の絆<sup>きずな</sup>」を深め、子どもの心を豊かにしてくれます。そして、絵本を読んでもらった



子どもは心が落ち着き、たくさんの愛情を感じとることができるでしょう。

### 2. たくさんの言葉に出会えます

3歳までの子どもは言葉を獲得していく大切な時期にあります。言葉が豊かになることは、考えや思いが豊かになることです。親から子どもへの優しい語り掛けや温かな触れ合いを通じて、子どもの言葉の発達を促します。

### 3. 子どもの想像力が育ちます

絵本を読んであげると、子どもはページをめくる前に次はどうなるのかな、何が出てくるのかな…と思いを巡らすことができます。このようにして「目に見えないものを見る力（想像力）」を養うことができます。

●問合先 健康増進課

男女共同

## さんかくサロン No.3



### 「広げよう 男女共同参画の輪！」

今回は、地域で推進活動を行っている市民グループ「P<sup>3</sup>（ピーキューブ）可児」を紹介します。

『P<sup>3</sup>（ピーキューブ）可児』は、すべての人が能力を活かし合い、生き方を尊重し合う男女共同参画社会の実現を目指し、地域で活動をしている市民グループです。

P<sup>3</sup>（ピーキューブ）とは、Potential（可能性・潜在力）・Partnership（協働）・Empowerment（力を引き出す）からPの3乗（Pキューブ）と名付けられました。

これまで、可児市のまちづくり活動助成金や岐阜県男女共同参画推進サポーター協働事業を活用しながら『可児市男女共同参画プラン2010を読む』『条

例制定を考える』講座、『ジェンダーってなあに？』をテーマにしたワークショップなどの企画実践をしてきました。

活動内容は、会員一人ひとりの思いを出し合いながら決められていきます。例会は不定期ですが、それぞれの生活の中で感じたことや疑問に思ったことを話し合う場が作られ、子育て、仕事、夫婦関係、メディア…など話のネタは尽きない模様。興味のある人は、ぜひ参加してください。



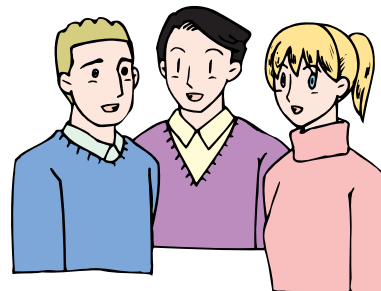
大栄幼稚園家庭教育学級のワークショップ

●問合先 総合政策課

## 今日から始める 外国語 1・2・3 vol.6

太郎 & José & Emily: 四季を織り交ぜ、あいさつしよう!

太郎(日本語)	春	夏	秋	冬
José (ポルトガル語)	プリマヴェーラ Primavera	ヴェラオ Verão	アウトノ Outono	インヴェルノ Inverno
Emily (英語)	スプリング Spring	サマー Summer	オータム Autumn	ウィンター Winter



可児市在住の外国人：28カ国6,102人  
(平成17年8月1日現在)

●問合先 まちづくり推進課



コーヒーブレイク  
Coffee Break  
編集後記

平成15年の電子投票による市議会議員選挙が無効となりました。既に2年が過ぎていますが、私の中にはあのときのことが今でも鮮明に残っています。事あるごとに思い出し、気持ちが滅入ります。

しかし、いつまでも引きずっていてもいいことはありません。成功の秘訣は「迷ったときは、難しいほうを選べ」といいます。チャレンジ精神で、何事にも「前向き」に取り組んでいくことが大切です。それが、市民をはじめ、迷惑をかけた人々たちへの償いになっていくのではないかと思います。(河)

広報かには、ボランティアグループにより音訳・点訳されています。音訳版または点訳版の広報を希望する人は、市政情報課にご連絡ください。

## 図書館だより

休館日

本館 ☎5120  
(火曜～金曜 午前10時～午後7時)  
(土・日曜 午前10時～午後5時)  
帷子分館 ☎8530  
桜ヶ丘分館 ☎3473  
(分館は全日 午前9時～午後5時)  
<http://www.tosyokan.kani.gifu.jp/>

### 展示のご案内

- 「みんなで健康づくり」展  
9月10日(土)～9月29日(木) (本館)
- 「楽しい「折り紙教室」」展  
9月29日(木)まで (帷子分館)
- 「可児歩こう会」展  
9月29日(木)まで (桜ヶ丘分館)

### かにつき子タイム

#### 【日時と場所】

- 本館＝毎週土曜日午後2時～、第2・4木曜日午前11時～(幼児向け)
- 帷子分館＝毎週土曜日午後2時～、第2・4木曜日午前10時30分～(幼児向け)
- 桜ヶ丘分館＝毎週土曜日午前10時30分～

【内容】絵本の読み聞かせ、お話、紙芝居、本の紹介など

※9月24日(土)は本館で人形劇があります。

### 臨時休館のお知らせ

個人情報保護法に基づくセキュリティの強化などのため、コンピューターの更新を実施します。併せて、5年に1度の全蔵書の点検を行います。

- ▷臨時休館期間 10月1日(土)～14日(金)
- ▷臨時休館 本館・帷子分館・桜ヶ丘分館・移動図書館
- ▷問合先 図書館本館 ☎5120

9月5日(月)、12日(月)、19日(祝)、20日(火)  
23日(祝)、26日(月)、30日(金)  
※9月30日(金)は館内整理日です。

桜ヶ丘分館は、公民館が選挙の投票会場となるため、9月10日(土)と11日(日)は、臨時休館し、12日(月)は開館します。

### 移動図書館ひまわり号 巡回予定表

- 9/13(火)  
可児川苑 ……1:30～2:00  
日本ランド公民館 ……2:10～2:30  
ふれあいセンター長坂 ……2:50～3:30  
帷子小学校 ……3:40～4:30
- 9/14(水)  
愛岐ヶ丘五丁目公園 ……2:10～2:40  
愛岐ヶ丘中央公園 ……2:50～3:30  
春里小学校 ……3:45～4:30
- 9/16(金)  
奥山台あすなろ公園 ……1:30～2:05  
松伏団地 ……2:20～2:50  
旭小学校 ……3:10～4:30
- 9/21(水)  
柿下公民館 ……1:30～2:00  
緑ヶ丘二丁目バス停 ……2:10～2:50  
広見東連絡所 ……3:05～3:30  
東明小学校 ……3:45～4:30
- 9/22(木)  
みずきヶ丘三丁目公園 ……1:30～2:00  
今公民館 ……2:10～2:40  
清水ヶ丘集会所 ……2:55～3:30  
南帷子小学校 ……3:45～4:30
- 9/27(火)  
桂ヶ丘二丁目バス停 ……2:00～2:50  
桜ヶ丘西友駐車場 ……3:05～3:40  
桜ヶ丘小学校 ……3:50～4:30
- 9/28(水)  
福寿苑 ……1:30～2:00  
大平公民館 ……2:15～2:45  
広見小学校 ……3:05～3:50  
しらすぎ団地 ……4:05～4:30

## MEDIA INFORMATION

「ケーブルテレビ可児7ch」で毎日放映中!!

### CATV いきいきマイタウン 番組案内

9/3(土)～9(金)

#### ●目指せ!元気高齢者

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、介護予防や健康づくりに役立つサービスを紹介します。

★シリーズ:きて!みて!アアラ

9/10(土)～16(金)

#### ●突然の災害に備えて

9月4日に行われる市防災訓練の様子をお伝えします。各家庭でも災害への備えについて再確認してください。

★シリーズ:好きなのはカニダー

放送時間 土・日曜日(7:30・12:30・14:00・20:00・22:00)  
月～金曜日(7:30・12:30・20:00・22:00)

※番組の内容や時間は変更することがあります。

9/17(土)～23(金)

#### ●国勢調査が始まります

10月1日に実施される国勢調査。この調査の目的や意義について紹介します。皆さんも調査にご協力ください。

★シリーズ:図書館だより

9/24(土)～9/30(金)

#### ●うるおいライフ

明日の親となる中高生が赤ちゃんに触れ合い、命の大切さを学びました。今回は、市の家庭教育についての特集です。

★シリーズ:学校めぐり

「FMでんでん」にて放送!  
KANI city インフォメーション  
**音の広場**

●FMでんでん 76.8MHz

楽しい音楽とともに、市からの情報を提供しています。ぜひお聞きください。

放送日

毎週月～金曜日

放送時間

午前9時～9時15分  
午後3時45分～4時(再放送)

# 心の風景

127



黄金色に輝く稲穂と燃えるような赤い花を咲かせる彼岸花。田園を見事なコントラストで彩ります。さわやかな風に揺れ、秋の始まりを教えてください。(西帷子)



表紙の人  
宮原剛さん

「周りの人たちの協力で、絵の世界に戻って来られました」と語る宮原さん。大学4年生のとき日展に日本画を出品したところ、初入選で特選を受賞。その賞の重みにプレッシャーを感じ、大学に行けない時期もありましたが、そのプレッシャーを克服し、今では日展入選回数も9回を数えます。

30代は卵、40代は若手、50代で中堅といわれる画家の世界。宮原さんは、可児の地に居を構え、岐阜という地を愛し、創作活動に励んでいます。

これからの目標はとの問いに、「常に喜怒哀楽の絵が描けるようになりたい。そして生活の中に芸術を入れ、敷居を低くしたいです」。日本画にかける情熱がひしひしと伝わってきました。